

(2) 課税対象とならない軽油

(単位：キロリットル)

区 分		免税軽油使用者数等	数 量		
法第百四十四 条の五関係	輸出（外国船籍の船舶の船用品）		5	1,054	
	課税済み		47	38,813	
	小 計 A		52	39,867	
法 附 則 第 十 二 条 の 二 の 七 第 一 項 関 係	第 一 号 関 係	船舶	1,670	11,066	
		漁船	1,183	4,455	
		海上保安庁	X	497	
		その他	486	6,114	
	第 二 号 関 係	自衛隊の使用する機械を管理する者			
	第 三 号 関 係	鉄道事業		X	2,840
		軌道事業			
		専用の鉄道を設置する者			
		専用側線において車両の入換作業を営む者			
	第 四 号 関 係	農業等		1,905	1,408
		国			
		地方公共団体			
		その他	1,905	1,408	
		林業等		5	95
		地方公共団体			
		素材生産業を営む者	4	94	
	その他	X	X		
	第 五 号 関 係	セメント製品製造業（生コンクリート製造業を除く）		13	301
		生コンクリート製造業			
		鉱物の採掘事業		30	3,072
		とび・土工工事業		4	90
		鉱さいバラス製造業			
		港湾運送業		10	418
		倉庫業		3	11
		貨物利用運送事業			
		鉄道貨物積卸業			
		航空運送サービス業		4	96
廃棄物処理事業		11	182		
地方公共団体		5	29		
地方公共団体の長の許可等を受けた者		6	153		
木材加工業		6	374		
木材市場業		X	X		
パークたい肥製造業					
索道事業					
小 計 B		3,663	19,954		
アメリカ合衆国軍隊関係 C					
外国公館等の暖房用ボイラー関係 D					
合 計 A + B + C + D		3,715	59,821		

(注) 地方税法附則第12条の2の7第1項関係の「免税軽油使用者数等」欄は、令和6年2月末日現在の免税軽油使用者数を記載した。